

各 

都道府県
市
特別区

 水道行政担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局環境管理課長  
(公 印 省 略)

### 水道法施行規則の一部改正等における留意事項について

「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和 8 年環境省令第 7 号）の公布並びに水質管理目標設定項目の一部改正については、「水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）」（令和 8 年 3 月 27 日付け環水大管発第 2603271 号）にて環境省水・大気環境局長より通知されたところです。

これらの改正を踏まえ、下記のとおり、施行に当たっての留意事項を取りまとめるとともに、関係通知について必要な改正を行うこととしたので、御了知の上、貴管内の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者に対する周知指導について、特段の御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であり、国土交通大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者、国設置専用水道の設置者並びに登録水質検査機関には別途通知していることを申し添えます。

### 記

#### 第 1 留意事項について

今回の改正は、定期の健康診断の頻度の見直しに併せて、発熱・下痢等の確認や必要に応じて臨時の健康診断を行うなど柔軟かつ迅速な対応を推奨することで、安全性を確保しながら効率的かつ実態に即した対応が可能とすることを目的としたものです。その考え方については第 2 の関係通知の改正によりお示しします。

#### 第 2 関係通知の改正

厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）の一部改正について

本文、別添 4 及び別添 5 を別紙新旧対照表のとおり改正すること。

#### 第 3 適用期日

令和 8 年 4 月 1 日から適用されること。

各国土交通大臣認可 

水 道 事 業 者
水道用水供給事業者

 殿

環境省水・大気環境局環境管理課長  
(公 印 省 略)

### 水道法施行規則の一部改正等における留意事項について

「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和 8 年環境省令第 7 号）の公布並びに水質管理目標設定項目の一部改正については、「水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）」（令和 8 年 3 月 27 日付け環水大管発第 2603272 号）にて環境省水・大気環境局長より通知されたところです。

これらの改正を踏まえ、下記のとおり、施行に当たっての留意事項をとりまとめるとともに、関係通知について必要な改正を行うこととしたので、貴職におかれては御了知の上、遺漏なきよう願います。

### 記

#### 第 1 留意事項について

今回の改正は、定期の健康診断の頻度の見直しに併せて、発熱・下痢等の確認や必要に応じて臨時の健康診断を行うなど柔軟かつ迅速な対応を推奨することで、安全性を確保しながら効率的かつ実態に即した対応が可能とすることを目的としたものです。その考え方については第 2 の関係通知の改正によりお示しします。

#### 第 2 関係通知の改正

厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）の一部改正について

本文、別添 4 及び別添 5 を別紙新旧対照表のとおり改正すること。

#### 第 3 適用期日

令和 8 年 4 月 1 日から適用されること。

各国設置専用水道の設置者 殿

環境省水・大気環境局環境管理課長  
(公 印 省 略)

### 水道法施行規則の一部改正等における留意事項について

「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和 8 年環境省令第 7 号）の公布並びに水質管理目標設定項目の一部改正については、「水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）」（令和 8 年 3 月 27 日付け環水大管発第 2603273 号）にて環境省水・大気環境局長より通知されたところです。

これらの改正を踏まえ、下記のとおり、施行に当たっての留意事項をとりまとめるとともに、関係通知について必要な改正を行うこととしたので、貴職におかれては御了知の上、遺漏なきよう願います。

### 記

#### 第 1 留意事項について

今回の改正は、定期的健康診断の頻度の見直しに併せて、発熱・下痢等の確認や必要に応じて臨時の健康診断を行うなど柔軟かつ迅速な対応を推奨することで、安全性を確保しながら効率的かつ実態に即した対応が可能とすることを目的としたものです。その考え方については第 2 の関係通知の改正によりお示しします。

#### 第 2 関係通知の改正

厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）の一部改正について

本文、別添 4 及び別添 5 を別紙新旧対照表のとおり改正すること。

#### 第 3 適用期日

令和 8 年 4 月 1 日から適用されること。

別紙

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第16条関係(健康診断)</p> <p>(1) 病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、<u>腸管出血性大腸菌(0157等)、赤痢アメーバ、サルモネラ及びノロウイルス等</u>について行うものとし、急性灰白髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意すること。</p> <p>(2) <u>水道施設所在地近傍において腸管出血性大腸菌(0157等)感染症やノロウイルスが流行した場合や、対象とされる感染症の流行している地域に水道業務に従事する者が渡航した場合には、本人や本人と同居する者に対して発熱・下痢等がないことの確認を行うこと。発熱・下痢等の症状が見られる場合には、必要に応じて臨時の健康診断を行うこと。</u></p> <p>(3) 病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行うこと。</p> <p>(4) <u>水道法第21条第2項で定める健康診断に関する記録の保存期間は実施日から起算して1年間とされているが、記録がない状態を避けるため、少なくとも次の健康診断の結果が得られるまでは記録を破棄しないこと。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第16条関係(健康診断)</p> <p>(1) 病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとし、急性灰白髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、<u>感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意すること。</u></p> <p>(2) 病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行うこと。</p> <p>5 (略)</p>

第2～4 (略)

別添4

目標 15 農薬類

前文 (略)

表1 農薬類検査方法一覧

農薬名	検査方法	別添方法
(略)	(略)	(略)
カルタップ 注5)	LC-MS法	別添方法 20 の2
(略)	(略)	(略)

注1)～注4) (略)

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。なお、チオシクロラム分解物由来のネライストキシンが含まれる可能性がある。

別紙2

農薬名	目標値	検査方法	定量下限値 (mg/L)
1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	<u>0.06</u>	PT-GC-MS法: 参考 HS-GC-MS法: 参考	0.0001 0.0001
(略)	(略)	(略)	(略)
オキシシン銅(有機銅)	0.03	固相抽出-LC-MS法	0.00005

第2～4 (略)

別添4

目標 15 農薬類

前文 (略)

表1 農薬類検査方法一覧

農薬名	検査方法	別添方法
(略)	(略)	(略)
カルタップ 注5)	LC-MS法	別添方法 20 の2
(略)	(略)	(略)

注1)～注4) (略)

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

別紙2

農薬名	目標値	検査方法	定量下限値 (mg/L)
1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	<u>0.05</u>	PT-GC-MS法: 参考 HS-GC-MS法: 参考	0.0001* 0.0001*
(略)	(略)	(略)	(略)
オキシシン銅(有機銅)	0.03	固相抽出-LC-MS法	0.00005

		(P) LC—MS法 (P)	0.0004*
(略)	(略)	(略)	(略)
カルタップ	<u>0.05</u>	LC—MS法 (P)	0.001* (ネイストキシソとして)
(略)	(略)	(略)	(略)
クロルタールジメチル (TCTP)	<u>0.003</u>	固相抽出—GC—MS法	0.000006
(略)	(略)	(略)	(略)
フルアジホップ	0.01	LC—MS法 (P)	0.0003*
(略)	(略)	(略)	(略)

		(P) LC—MS法 (P)	0.0004
(略)	(略)	(略)	(略)
カルタップ	<u>0.08</u>	LC—MS法 (P)	0.001 (ネイストキシソとして)
(略)	(略)	(略)	(略)
クロルタールジメチル (TCTP)	二	固相抽出—GC—MS法	0.000006
(略)	(略)	(略)	(略)
フルアジホップ	0.01	LC—MS法 (P)	0.0003
(略)	(略)	(略)	(略)

別添5 水質基準項目の測定精度

前文 (略)

項目	基準値	検査方法	変動係数
1~2	(略)	(略)	(略)
3	カドミウム及びその化合物 カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 ICP法 ICP—MS法 連続流れ分析—ICP—MS法	10% 10% 10% 10%
4	水銀及びその化合物 水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	連続流れ分析—ICP—MS法 還元気化—原子吸光光度法	10% 10%
5	セレン及びその化合物 セレンの量に関して、0.01mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 ICP—MS法 連続流れ分析—ICP—MS法	10% 10% 10%

別添5 水質基準項目の測定精度

前文 (略)

項目	基準値	検査方法	変動係数
1~2	(略)	(略)	(略)
3	カドミウム及びその化合物 カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 ICP法 ICP—MS法	10% 10% 10%
4	水銀及びその化合物 水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	還元気化—原子吸光光度法	10%
5	セレン及びその化合物 セレンの量に関して、0.01mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 ICP—MS法	10% 10%

			水素化物発生—原子吸光光度法 水素化物発生—ICP法	10% 10%
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.01mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 ICP法 ICP—MS法 連続流れ分析—ICP—MS法	10% 10% 10% 10%
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 0.01mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 ICP—MS法 連続流れ分析—ICP—MS法 水素化物発生—原子吸光光度法 水素化物発生—ICP法	10% 10% 10% 10%
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.02mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 ICP法 ICP—MS法 連続流れ分析—ICP—MS法	10% 10% 10% 10%
9～12	(略)	(略)	(略)	(略)
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 1.0mg/L以下	ICP法 ICP—MS法 連続流れ分析—ICP—MS法	10% 10% 10%
14～27	(略)	(略)	(略)	(略)
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、 ブロモジクロロメタン及びプロモホルムごとに、 それぞれ24の項、26の項、30の項及び31の項に掲げる方法	—
29～32	(略)	(略)	(略)	(略)
33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1.0mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 フレイム—原子吸光光度法 ICP法 ICP—MS法 連続流れ分析—ICP—MS法	10% 10% 10% 10% 10%
34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 ICP法 ICP—MS法 連続流れ分析—ICP—MS法	10% 10% 10% 10%
35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.3mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 フレイム—原子吸光光度法	10% 10%

			水素化物発生—原子吸光光度法 水素化物発生—ICP法	10% 10%
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.01mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 ICP法 ICP—MS法	10% 10% 10%
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 0.01mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 ICP—MS法  水素化物発生—原子吸光光度法 水素化物発生—ICP法	10% 10%  10% 10%
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.02mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 ICP法 ICP—MS法	10% 10% 10%
9～12	(略)	(略)	(略)	(略)
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 1.0mg/L以下	ICP法 ICP—MS法	10% 10%
14～27	(略)	(略)	(略)	(略)
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、 ブロモジクロロメタン及びプロモホルムごとに、 それぞれ23の項、25の項、29の項及び30の項に掲げる方法	—
29～32	(略)	(略)	(略)	(略)
33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1.0mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 フレイム—原子吸光光度法 ICP法 ICP—MS法	10% 10% 10% 10%
34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 ICP法 ICP—MS法	10% 10% 10%
35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.3mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 フレイム—原子吸光光度法	10% 10%

			ICP法 ICP-MS法 連続流れ分析-ICP-MS法	10% 10% 10%
36	銅及びその化合物	銅の量に関して、 1.0mg/L以下	フレイムレス-原子吸光光度法 フレイム-原子吸光光度法 ICP法 ICP-MS法 連続流れ分析-ICP-MS法	10% 10% 10% 10% 10%
37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 200mg/L以下	フレイムレス-原子吸光光度法 フレイム-原子吸光光度法 ICP法 ICP-MS法 連続流れ分析-ICP-MS法 イオンクロマトグラフ法(陽イオン)	10% 10% 10% 10% 10% 10%
38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.05mg/L以下	フレイムレス-原子吸光光度法 フレイム-原子吸光光度法 ICP法 ICP-MS法 連続流れ分析-ICP-MS法	10% 10% 10% 10% 10%
39	(略)	(略)	(略)	(略)
40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下	フレイム-原子吸光光度法 ICP法 ICP-MS法 連続流れ分析-ICP-MS法 イオンクロマトグラフ法(陽イオン) 滴定法	10% 10% 10% 10% 10% 10%
41~47	(略)	(略)	(略)	(略)
48	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法 連続自動測定機器によるガラス電極法	- 二
49~52	(略)	(略)	(略)	(略)

			ICP法 ICP-MS法	10% 10%
36	銅及びその化合物	銅の量に関して、 1.0mg/L以下	フレイムレス-原子吸光光度法 フレイム-原子吸光光度法 ICP法 ICP-MS法	10% 10% 10% 10%
37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 200mg/L以下	フレイムレス-原子吸光光度法 フレイム-原子吸光光度法 ICP法 ICP-MS法  イオンクロマトグラフ法(陽イオン)	10% 10% 10% 10%  10%
38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.05mg/L以下	フレイムレス-原子吸光光度法 フレイム-原子吸光光度法 ICP法 ICP-MS法	10% 10% 10% 10%
39	(略)	(略)	(略)	(略)
40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下	フレイム-原子吸光光度法 ICP法 ICP-MS法  イオンクロマトグラフ法(陽イオン) 滴定法	10% 10% 10%  10% 10%
41~47	(略)	(略)	(略)	(略)
48	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法 連続自動測定機器によるガラス電極法	-
49~52	(略)	(略)	(略)	(略)